

1号認定利用者負担額の東久留米市(答申案)と国基準について

(単位:円・月額)

階層区分	条件	東久留米市(答申案) 利用者負担額	国基準 利用者負担額
①	生活保護世帯	0	0
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000	3,000
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100	16,100
④	市民税所得割額211,200円以下世帯	20,500	20,500
⑤	市民税所得割額211,201円以上世帯	25,700	25,700

【備考】

- 東久留米市の1号認定利用者負担額は国基準どおりとする。
- 世帯内に年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、第2子の利用者負担額は半額とする。
- 世帯内に年少から小学校3年までの範囲内に子どもが3人以上いる場合、第3子以降は利用者負担額を無料とする。
- ひとり親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は1,000円減とする。
(下記の表を参照)

階層区分	条件	利用者負担額	利用者負担額
②	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000	0
③	市民税所得割額77,100円以下世帯	16,100	15,100